

子どもの居場所立ち上げ助成は 赤い羽根共同募金が役立てられています



子どもの居場所立ち上げ支援助成

～始めたいという気持ちを応援します～



“子どもの居場所を地域の力で立ち上げよう”

月1回以上の学習または食事を提供する活動

一団体につき上限5万円までを助成します

- 助成申請期間 平成30年6月1日～平成30年6月29日まで
- 助成対象経費 消耗品費、講師謝金、材料費（教材費）、印刷費、会場借り上げ費、備品費（カメラやビデオ、パソコンは除く）など

神戸市垂水区社会福祉協議会では、垂水区在学の小学生年齢以上の子どもに対して、月に1回以上、各回5名以上の参加者を見込める学習支援や食事を提供する活動へ1回限り助成します。

垂水区内で、子どもの居場所事業を立ち上げるボランティアグループ等のみなさんによる申請をお待ちしています。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。

活動のイメージについて

原則として月1回以上、「集会所や空き場所を利用し、子どもたちが勉強できる場を作りたい」や「地域福祉センターを利用し、子どもたちに食事とレクリエーションを提供する場を作りたい」といった活動が対象です。詳しくは下記まで

申請受付について

申請は随時受け付けています。ただし助成総額が25万円となっていますので、助成対象期間中でも、助成総額に達した時点で申請受付を〆切させていただきます。また、申請に際し、“子どもの居場所づくりトリセツ”（本会HPに公開中）をお読みください。

神戸市垂水区社会福祉協議会 子どもの居場所事業立ち上げ支援助成 事務局
事務局 神戸市垂水区社会福祉協議会 〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1(垂水区役所内)
電話 078-708-5151 メール info@tarumi-csw.or.jp FAX 078-709-1332

子どもの居場所助成事業のポイントと全体の流れ

居場所の目的や対象などを具体的に検討し、助成金を申請、実施し記録をもとに報告する

STEP

1

なぜするのかを考える

- 子どもたちの地域にどのような課題があるのか
- 子どもや保護者のニーズにはどのようなものがあるのか

STEP

2

いつ・どこで・だれとするのかを具体化する

- いつからはじめられそうか
- 会場や備品、手伝ってくれる仲間がいるか

STEP

3

申請書を書いて提出する

- 居場所をいっしょに手伝ってくれる仲間とグループをつくり、規約などを整える
- なぜ居場所をするのか、申請書にそって改めて具体化・言語化していく

STEP

4

ヒアリングを受ける

- 提出した申請書をもとに、事務局のヒアリングを受ける
- 事務局のヒアリング後、採択された場合、必要な見直しを加え居場所の準備を始める

STEP

5

実施する

- 申請書の事業実施計画の内容をもとに、居場所のチラシをつくってみる
- 受付を開始し、事業実施計画に沿って居場所を定期的に(または集中的に)実施する

STEP

6

記録する

- 参加人数や実施内容をメモしたり、当日のようすを写真に収めたりして保管する
- 使用した助成金の内容や領収書を記録し保管する

STEP

7

報告会で情報交換する

- 実施年度のおわりに、記録をもとに報告書(アンケートと決算書)を作成・提出する
- 報告会(連絡会)で、ほかの居場所実施団体と情報交換する